

# 緊急電話設置費等助成事業について

## ■目的

高齢者世帯及びひとり暮らしの高齢者が、病気や緊急時において、身寄りの者に連絡することができる緊急通報装置を設置し、使用する経費を助成することにより、毎日を安心して過ごすことができるよう図ることを目的とします。

## ■対象者

市内に居住し、次の各号に該当する方。

- ① 満70歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ② 満70歳以上の高齢者のみで構成されている世帯

※ ご家族が、同一敷地内に居住、または隣接している場合は除きます。

## ■緊急通報装置の設置

- 装置は利用者がNTTからレンタルし、既存の電話に接続します。
  - ※ レンタル料は、電話料金と一緒に請求されます。利用にあたり配線レンタル料として別途60円/月（自己負担）掛かります。
  - ※ 基本契約がNTTでない方は利用できません。
  - ※ ISDN回線・IP網・CATV網に接続して利用する事は出来ません。
  - ※ ターミナルアダプタ等のアナログポートや他の通信機器を経由して接続しないで下さい。
- 設置時にNTTが、消防署を含む緊急連絡先3ヶ所を登録します。緊急時に『非常ボタン』を押すと、装置が緊急連絡先3ヶ所へ順番に電話をかけ、緊急通報のメッセージを伝えます。
- 次のいずれかのオプションを追加設置できます。

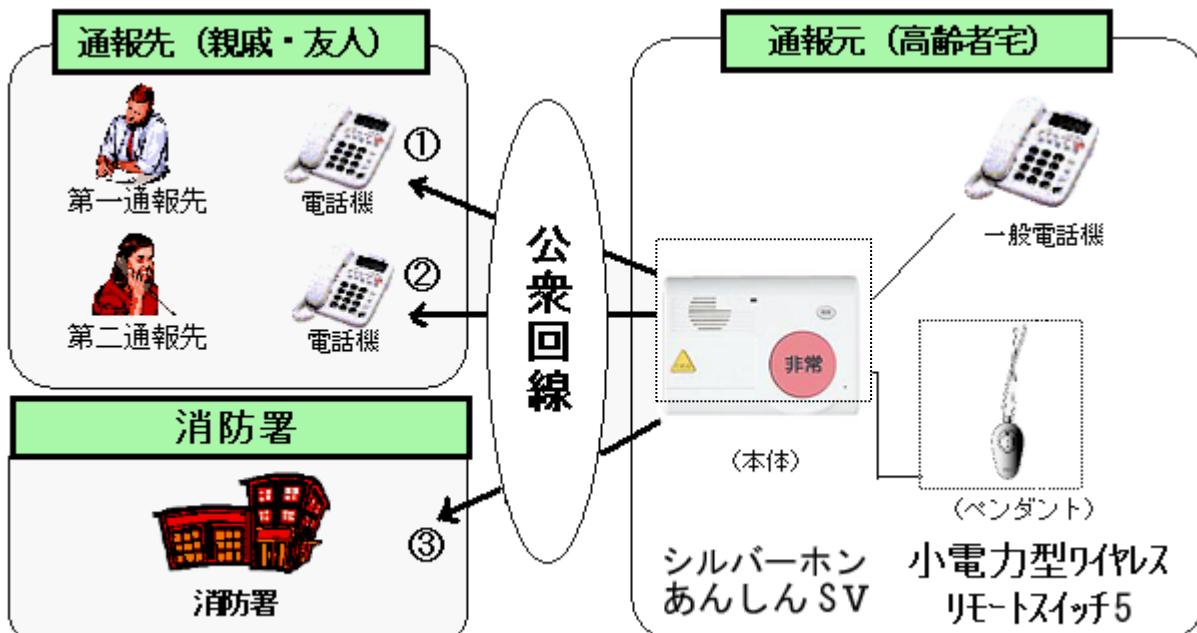
ワイヤレス	受信機・送信機（ペンダント形） 使用範囲は、半径約20m
リモート	長さ4m



本体



オプション



機種がSVからS VIへ変更になりました

## ■費用の助成

レンタル料の半額を助成します。

助成金の交付は半年毎に清算払いします。

- ※ 半年毎の振込は、利用者の銀行口座でご確認ください。(毎年10月、4月下旬です)
- ※ 設置・取外し等の手数料はレンタル料に含まれますが、設置に伴う配線工事等が必要な場合は自己負担となります。配線レンタル料60円/月は助成に含みません(自己負担)。

## 1ヶ月あたりの料金

オプション	本体のみ	本体+ワイヤレス	本体+リモート	配線
レンタル料 (助成額)	180円 (消費税別) <b>(90円)</b>	380円 (消費税別) <b>(190円)</b>	230円 (消費税別) <b>(115円)</b>	60円 (消費税別) <b>( 0円 )</b>

## ■申請

地域の民生委員を通じ、申請書を提出して下さい。

## ■決定・却下

担当民生委員経由で、申請者に決定または却下の通知をいたします。

## ■変更・廃止

申請時の登録内容の変更や利用廃止の場合、民生委員を通じ社会福祉協議会にご連絡下さい。

市内における引越しなど、業者派遣に伴う工事は有料(2,900円消費税別)となります。

例	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市内転居</li> <li>• 同居人の増・減</li> <li>• 緊急連絡先の変更</li> <li>• 振込口座の変更</li> <li>• 電話番号の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子ども、孫等との同居、あるいは隣に転入</li> <li>• 市外へ転出</li> <li>• 施設入所</li> <li>• 電話会社を替えた</li> <li>• 死亡</li> </ul>
提出書類	「変更届」	「廃止届」

豊明市社会福祉協議会

豊明市新田町吉池18番地3 電話0562-93-5051